令和4年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

1.ご自身の療養(入院)状況に応じて、証明書類をご提出ください

令和4年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方のご対応は、「宿泊・自宅療養」、「自主療養」、「医療機関への入院」によってご提出いただく書類が異なりますので、ご注意ください。

2.診断日が令和4年9月25日以前の場合にご提出いただく書類

証明書類はコピーをご提出ください

宿泊・自宅療養の場合

❶～❸いずれかをご提出ください。

❶「My HER-SYS療養証明(画面)」

❷PCR検査や抗原検査等(※)の**「検査結果報告書」**
(氏名・検査日または検査結果判明日・医療機関名の記載があるもの)

※抗原検査等:医師により診断されたものに限ります。ご自身での検査キットの結果や民間の検査場検査結果の報告書では、ご請求を受付できません。

❸自治体または保健所発行の**「宿泊・自宅療養証明書」**

自主療養の場合

神奈川県発行の**「療養証明書(自主療養専用)」**をご提出ください。

※「自主療養届」では給付金の請求手続きはできません。

医療機関への入院の場合

❶❷いずれかをご提出ください。(新型コロナウイルス感染症の傷病名・入院期間の記載があるもの)

❶入院された医療機関発行の**「退院証明書」**　❷入院された医療機関発行の**「診断書」**

ご注意ください！　下記のような場合は、給付金のお支払い対象になりません。
●濃厚接触者として自宅待機していた期間　●自主的に自宅療養されていた期間　●会社等から命じられた療養期間など

上記ご案内は令和4年10月1日現在のお取扱いになります。

県民共済
●お問い合せは
TEL 0120-371-066　受付時間 平日 9:00～17:00 (土・日・祝日休み)
神奈川県民共済生活協同組合　横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル〈みなとみらい29街区〉

2022年10月作成